

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 里山づくり推進地域（第9条—第18条）

第3章 市民活動の場（第19条—第21条）

第4章 茅野市里山審議会（第22条—第25条）

第5章 雑則（第26条）

附則

里山は、人家、農地の近くにあり、かつては薪炭、山菜やきのこの採取、子どもたちの山遊びが行われ、先人たちの中では、親しみを込めて「じべえし」、また感謝、敬った気持ちを込めて「おへえし」とも呼ばれていた空間です。

このように、里山は、森林としての大切な役割があるばかりでなく、私たちの身近な自然環境であり、生活とのかかわりが深く、自然体験の場所などの環境学習にも役立つ、多様な公益的機能を持った貴重な空間です。

近年、この里山は、社会経済環境の変化に伴う生活様式の変化から人とのかかわりが減り、手入れがされなくなり荒れてしまった所が目につくようになりました。また、公共事業や宅地開発などにより里山が減少しています。

私たちは、前世代から引き継いだ貴重な財産である里山の多様な公益的機能を再認識し、市民、土地所有者等、事業者、滞在者及び市が協力して、開発などによる里山の減少を抑制し、里山を保護し、保全し、再生し、及び活用する取組を行う必要があります。

そこで、人と里山との新たな関係を構築し、里山を将来の世代に引き継ぐため、ここに茅野市ふれあい里山づくり条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例(平成15年茅野市条例第27号)及び茅野市環境にやさしいまちづくり条例(平成11年茅野市条例第8号)の理念に基づき、里山づくりに関する基本理念を定め、市民、土地所有者等、事業者、滞在者及び市の責務を明らかにするとともに、里山づくりについて必要な事項を定め、里山づくりを効果的に推進し、もって現在及び将来の世代の豊かな生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 里山 市内に所在する、市民の生活に身近な森林とその周辺の水辺などで、かつては市民の生活や農業などと密接なかかわりがあり、古くから地域住民が馴れ親しんできたと認められる地域をいう。
- (2) 里山づくり 里山を保護し、保全し、再生し、及び活用することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、及び通学する者並びにこれらの者によって構成された団体をいう。
- (4) 土地所有者等 里山の所有者又は里山を使用収益する権原を有するものをいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)をいう。
- (6) 滞在者 市内の別荘を利用する者及び市内に長期の宿泊をする者等をいう。

(基本理念)

第3条 市民、土地所有者等、事業者、滞在者及び市は、里山が前世代から引き継がれた現在及び将来にわたる貴重な財産であることを認識し、里山づくりを推進するためお互いに協力するとともに、それぞれが積極的に取り組む、里山を将来の世代に引き継がなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念にのっとり、身近な自然環境である里山の多様な公益的機能を認識するとともに、里山づくりに積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、その所有する里山を積極的に整備するよう努めるとともに、第3条に規定する基本理念にのっとり、里山づくりに参加し、協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、里山づくりに積極的に参加し、協力するよう努めるとともに、事業を行うに当たっては、里山の多様な公益的機能が損なわれないよう配慮するものとする。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、身近な自然環境である里山の多様な公益的機能を認識するとともに、里山づくりに積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民、土地所有者等、事業者及び滞在者(以下「市民等」という。)が行う里山づくりが活発に行われるよう積極的に支援するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

## 第2章 里山づくり推進地域

### (里山づくり推進地域)

第9条 市長は、市民等で組織された団体が里山に関する自発的な活動をしようとする地域で、その活動が里山づくりとしてふさわしいと認めるときは、次条に規定する申請に基づき当該地域を里山づくり推進地域として指定することができる。

### (指定の申請及び決定)

第10条 里山づくり推進地域の指定を希望する団体は、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、当該地域に関係する市民等の意見を聴いた上で茅野市里山審議会に諮問し、指定をするか否かの決定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により指定する旨の決定をした場合は、速やかに、申請者に通知するとともに、決定した旨及びその地域を告示するものとする。

### (申請内容の変更)

第11条 前条の規定により指定の通知を受けた団体(以下「推進団体」という。)は、当該申請の内容を変更しようとする場合は、市長に変更の申請をしなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

### (指定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 推進団体の活動の内容が申請の内容と違うとき。

(2) 里山づくり推進地域を道路その他の公共の用に供する必要が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の指定の取消しについて準用する。

### (里山づくり推進協定)

第13条 推進団体は、当該地域において活動を行う場合は、あらかじめ土地所有者等及び市と、里山づくりの推進に関する協定(以下「里山づくり推進協定」という。)を締結するものとする。

### (使用制限)

第14条 里山づくり推進協定を締結した土地所有者等は、その所有し、又は管理する土地を里山以外の目的に転用してはならない。

### (里山づくり推進協定の変更及び解除)

第15条 里山づくり推進協定の変更及び解除を希望する土地所有者等は、推進団体及び市に対し、その旨の協議の申入れをすることができる。

2 協議の申入れを受けた推進団体及び市は、土地所有者等との協議に応じなければならない。

### (推進団体への支援)

第16条 市長は、里山づくりに関する施策を推進するため、推進団体に対し、補助金の交付その他の必要な支援を行うものとする。

### (活動報告)

第17条 推進団体は、その活動の状況を年1回市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該報告の内容を広報等で公表するものとする。

### (活動団体)

第18条 推進団体は、里山づくり推進地域を2以上の区域に分割して区域ごとに活動をする必要があると判断した場合は、その区域ごとに関係する市民等からなる団体(以下「活動団体」という。)を置くことができるものとする。

2 推進団体は、前項の規定により活動団体を置くときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

3 推進団体は、活動団体を置いたときは、それぞれの活動団体との調整を行うなど、当該地域の里山づくりが推進されるよう配慮するものとする。

4 第13条及び前3条の規定は、第1項の活動団体について準用する。この場合において、第13条及び第15条中「推進団体」とあるのは「活動団体」と、前2条中「推進団体」とあるのは「推進団体及び活動団体」と読み替えるものとする。

## 第3章 市民活動の場

### (市民活動の場)

第19条 市長は、里山づくりを促進するため、市民等が里山と触れ合う場、里山づくりを体験する場等、市民等が活動する場としてふさわしい場(以下「市民活動の場」という。)を提供するものとする。

### (市民活動の場の決定)

第20条 市長は、市民活動の場の位置その他必要な内容について市民等の意見を聴いた上で茅野市里山審議会に諮問し、決定するものとする。

(市民活動の場の運営)

第21条 市長は、市民活動の場を運営するに当たっては、広く市民等の参加を得て行うものとする。

#### 第4章 茅野市里山審議会

(設置)

第22条 里山づくりを推進するため、茅野市里山審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、里山づくり推進地域の指定及び里山づくりに関し、審議をするほか、必要な提言を行うことができる。

(組織等)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の森林を所有する個人
- (2) 市内の森林を所有する団体の関係者
- (3) 市民団体の関係者
- (4) 公募による市民等
- (5) 知識経験者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(専門部会)

第25条 審議会に必要な応じ専門部会を置くことができる。

#### 第5章 雑則

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成16年4月1日から施行する。